

まえがき

農林水産政策研究所は、農林水産省が実施している「組換え体の産業的利用における安全性確保に関する総合研究」（平成11～15年度）の一環として、平成12年度から15年度までの間、次の二つの研究課題を担うこととなった。

「海外諸国における組換え農産物の生産・流通・表示に関する政策動向の解析」

「海外諸国における組換え農産物の生産・流通・消費動向及びフードシステムに及ぼす影響の解明」

このため当政策研究所では、主に諸外国の農業・農業政策を研究対象とする所内研究員で構成するプロジェクト研究チームを発足させるとともに、本課題に関する有識者にも客員研究員としての研究を委嘱しているほか、上記「総合研究」における他の社会科学研究課題担当チームとも連携協力しながら、これらの研究課題に取り組んでいるところである。本書は、その平成14年度及び15年度における研究成果を研究資料としてとりまとめたものである。

近年、遺伝子組換え体に関する科学技術は著しく進歩し、その農業分野への応用が急速に進んでいる。とりわけ米国、カナダ等の農産物輸出国において、大豆やとうもろこしを中心に除草剤耐性や害虫耐性を備えた遺伝子組換え農産物の生産が急速に拡大しつつある。しかしながら他方で、各国において遺伝子組換え農産物・食品が、必ずしも社会的に円滑に受容されているとは言いがたく、その安全性評価、表示規制等に関して、政策当局のみならず、生産者、消費者、食品業者、研究者、マスコミ関係者、倫理・宗教関係者に至る多様な人々を巻き込んだ議論が繰り広げられている状況にある。こうした遺伝子組換え農産物・食品を巡る各国の情勢は、折からの消費者の食品安全性への関心の高まりとも相まって、各国の主要農産物の生産から消費に至るフードシステム全般に大きな影響を及ぼしつつある一方、遺伝子組換え農産物・食品に係わる各国の規制の違いが、欧米摩擦にみられるような激しい国際貿易紛争を引き起こす事態も生じているのである。

こうした遺伝子組換え農産物・食品を巡り混迷する社会経済情勢の下にあって、自然科学的研究領域のあまりにも急速な進歩に比べると、社会科学研究アプローチについての十分な取り組みが行われてきたとは言いがたい状況にある。しかしながら、平成12年11月に出された「遺伝子組換え農作物を考えるコンセンサス会議」の運営委員会の意見において「先端的な科学技術の研究・実用化の問題については、自然科学の立場はもとより、社会科学的な視点も重視して考えていくこと」とあったように、この分野における社会科学研究に寄せられた期待は決して小さなものではない。また政策当局にとっても、新たな規制導入の検討や既存規制の的確な運用を図っていく上で、諸外国の動向や国際情勢を的確に把握・分析しておくことは極めて重要であり、OECD、WTO、CODEX、APEC等多くの国際的な話し合いの場で遺伝子組換え農産物・食品に関わる諸事項がますます重要なイシューとなってくるが見込まれる中で、適切な交渉対応のために海外動向に関する多くの知見や情報が必要となつてこよう。

我々の研究は、このような社会的要請や政策対応の必要性の高まりに対応するため、社会科学的分析手法により海外諸国における遺伝子組換え農産物の規制や利用の実態を把握・分析し、その影響や背景にある事情を明らかにしようとするものである。もとより、

こうした研究が体系的に進められるのが望ましいことは言うまでもないが、我々メンバーのほとんどは、これまで遺伝子組換え農産物・食品に関わる研究実績が全くないこと、それぞれの研究対象国や分析手法が限られていること等を踏まえつつ、それぞれ得意の研究アプローチを駆使して「できることからやる」との姿勢で研究を開始した。

こうした方針の下で、これまでも本プロジェクト研究の中間的な成果として、研究資料第1号及び第2号をとりまとめて発行するとともに、毎年度当所霞が関分室において研究成果報告会を開催する等、積極的に行政部局や他の研究機関さらには一般社会への成果の還元を務めてきたところである。これまでに、各国動向については、米国、カナダ、ブラジル等の米州諸国、英国、フランス等の欧州諸国、タイ、韓国等のアジア諸国そして豪州に至る多数の国々について資料収集や現地調査によって把握・分析を行った。さらに各国横断的な諸テーマ、例えば表示ルール、倫理・社会的問題、逆淘汰メカニズム等についての検討も行ってきた。

研究資料第3号としてとりまとめた本書では、地域的には、米国、アルゼンチン、英国、中国を対象として、遺伝子組換え農産物・食品の環境放出や表示に関する規制や生産・流通の動向、スターリンク訴訟問題、消費者の意識調査等の広範な分析を行うとともに、米・EU 貿易摩擦、予防原則、実質的同等性概念等の分析・検討を行った。特に前年度に外部評価委員等から要望のあった中国の情勢については、当所の立川研究員が現地調査を実施してその成果をとりまとめるとともに、本プロジェクト研究客員研究員で北京駐在の山下憲博氏にも現地情勢の詳細な報告をお願いした。また参考資料として、中国における GMO 関係法規を翻訳し、EU のバイテク戦略文書と併せて末尾に掲載した。さらに客員研究員の大塚善樹氏には、参画している国際学術連合会議の GMO 評価プロジェクトについて報告いただいた。

平成 15 年になって、遺伝子組換え作物・食品を巡るいくつかの重要な国際的動きがあった。5 月には米国が EU の GMO 新規承認凍結措置を WTO 紛争解決手続きに訴えることを決定し、7 月にはコーデックス委員会総会で遺伝子組換え食品のリスク分析原則が採択され、9 月には GMO の国境間移動を規制するカルタヘナ議定書が発効したのである。このように現実の動きは迅速かつ過激であるが、我々は平成 15 年度において引き続いてこのような「足の速い」研究対象領域を追いかけながら、本プロジェクト研究の最終年度としてのこれまでの研究成果の集約・整理を行っていきたいと考えている。今後とも関係方面のご協力とご理解をお願いする次第である。

なお末尾ながら、本プロジェクト研究の客員研究員として、特別研究会報告や原稿執筆にご協力いただいた三石誠司氏、大塚善樹氏、岸本妙子氏、山下憲博氏、千葉典氏に対し深く感謝申し上げます。

平成 15 年 12 月

農林水産省農林水産政策研究所
GMO プロジェクト研究チーム